

八戸市グリーン購入調達方針

1 趣旨

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

本市では、”環境にやさしい市庁”を目指して、平成11年12月に「八戸市庁の環境にやさしい行動計画：うみねこプラン」を策定し、購入の際の環境配慮を徹底してきましたが、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が全面施行されたことを受け、同法第10条第1項の規定に基づき、「グリーン購入調達方針」を策定し、庁内におけるグリーン購入の取組のさらなる推進を図るものです。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が行う物品等の購入（レンタル又はリースを含む。）とします。

3 基本的な考え方

われわれの経済活動においては、地球の貴重な財産である資源やエネルギーを消費していることを認識し、次の基本原則に基づき、調達の目的に支障のない範囲で、環境負荷の低い物品等の調達に努めます。

○基本原則

（1）購入の必要性の検討

- ①物品等の購入に当たっては、事前に購入の必要性を十分に検討すること。
- ②必要と判断した場合、適正量を十分に検討し、購入総量をできるだけ抑制すること。

（2）購入する物品等の選定

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期使用ができること。
- ⑤再使用が可能であること。
- ⑥リサイクルが可能であること。
- ⑦再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- ⑨包装等が過剰でないこと。

（3）物品等の使用

- ①適正な管理を行い、機能、効果が生かせるよう長期使用の徹底に努めること。
- ②分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにすること。

4 調達指針の設定

- (1) グリーン購入を計画的に推進するため、「グリーン購入調達指針」を策定します。
- (2) 調達指針には、次の事項を定めます。
 - ①重点品目（重点的に調達を推進すべき物品等の種類）
 - ②判断基準（重点品目に該当する物品等における選択のための基準）
 - ③配慮事項（②の判断基準のほか、さらに配慮することが望ましい事項）
- (3) 新製品や新技術の開発、普及等により、調達指針に変更が必要な場合は改定します。

5 物品等購入の原則

- (1) 「重点品目」に指定されている品目の商品を購入するときは、入札条件に明示するなどの方法により、原則として、「判断基準」を満たす商品の中から購入するものとします。
- (2) 「重点品目」以外の品目の商品を購入する際にも、できるだけ環境負荷が少ないと判断される商品を選定するものとします。
- (3) 物品購入契約担当者は、用品及び単価契約事務用品の選定の際に、上記の環境負荷の少ない商品を指定するものとします。

6 推進体制

庁内におけるグリーン購入の取組の確実な推進を図るために、環境政策課では、環境物品等の調達及びその効果等について職員に対する研修等による周知を行い、各部署では、自らの進行管理の下、積極的な購入に努めていくこととします。

7 施行時期

この方針は、平成15年10月1日から施行します。

この方針は、平成27年4月1日から施行します。

この方針は、平成29年4月1日から施行します。

(参考) 国等による環境物品等の調達に関する法律

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。